

1 国民年金

国民年金は、自営業者、会社員及びその配偶者などすべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について、すべての国民に共通する『基礎年金』の給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

(1) 拠出年金

対象者 20歳以上60歳まで（60歳から65歳任意加入）で日本国内に住所を有する人

定 額 定額保険料……月額 16,540円

付 加 付加保険料……月額 400円（任意加入）

(国民年金法による給付)

年金の種類	年金額	備 考
老齢基礎年金	781,700円  付加年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間、保険料を納付した人に781,700円が支給されます。保険料納付済期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。</li> <li>● 付加年金は、付加保険料の納付月数に200円を乗じた額が、支給年額に加算されます。</li> </ul>
障害基礎年金	1級 977,125円 2級 781,700円 子2人目まで1人につき 224,900円加算 子3人目から1人につき 75,000円加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民年金加入中（または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気やけがによって障害等級表（1級・2級）に定める障害の状態になった場合に支給されます。</li> <li>● ただし、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。（初診日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）</li> </ul>

遺族基礎年金	妻の受ける遺族基礎年金 基本額781,700円 子2人目まで1人につき 224,900円加算 子3人目から1人につき 75,000円加算  子の受ける遺族基礎年金 基本額781,700円 2人のとき 基本額+224,900円 3人のとき 基本額+224,900円 +75,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」、「子」に子が18歳に達する年度末（3月）になるまで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。</li> <li>● ただし、被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。（死亡日が令和8年3月31日までにある場合は、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）</li> </ul>
寡婦年金	夫が受ける予定の老齢基礎年金の4分の3（60歳～65歳）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。</li> </ul>
死亡一時金	納付期間により 120,000円～ 320,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。</li> </ul>

## （2）老齢福祉年金

### 対 象

明治44年4月1日以前に生れた人と、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人で一定の要件に該当している人

年金額・・・400,500円

## （3）特別障害給付金制度

### 対象者

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった2号被保険者の配偶者であって、任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、国民年金法の障害基礎年金1級又は2級に該当する人。

### 支給額

障害基礎年金1級に該当する人・・・月額 52,450円

障害基礎年金2級に該当する人・・・月額 41,960円